

平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 TOKAI ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鴫田 勝彦
(コード：3167、東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 小澤 博之
(TEL. 054-275-0007)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社グループが推進しております「くらしの SOS 事業」の拡大及び今後の事業展開に備えて、現行定款第 2 条に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 28 日 (木)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1～32 (条文省略) (新設)</p> <p><u>33～43</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1～32 (現行どおり)</p> <p><u>33. 生活総合サポート業</u></p> <p><u>34～44</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

以上